

別表第3（第2条関係）

項	事務	名称及び額（1件につき）			徴収 時期							
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定に基づく審査（建築物省エネ法第11条に規定する特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号	建築基準法第6条第4項及び同法第18条第3項に基づく建築物の計画に関する確認の申請に対する審査に併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）。以下この表において同じ。）又は誘導仕様基準審査手数料 次の（1）及び（2）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			確認申請又は計画通知のとき							
（1） 一戸建て住宅		当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円	確認申請又は計画通知のとき								
（1） 一戸建て住宅		当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円			確認申請又は計画通知のとき						
（1） 一戸建て住宅		当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円				確認申請又は計画通知のとき					
（1） 一戸建て住宅		当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円					確認申請又は計画通知のとき				
（2） 一戸建て住宅以外の住宅		当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円						確認申請又は計画通知のとき			
（2） 一戸建て住宅以外の住宅		当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円							確認申請又は計画通知のとき		
（2） 一戸建て住宅以外の住宅		当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円								確認申請又は計画通知のとき	
（2） 一戸建て住宅以外の住宅		当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円									確認申請又は計画通知のとき
（2） 一戸建て住宅以外の住宅		当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円									
（2） 一戸建て住宅以外の住宅		当該部分の床面積の合計が1,000平方メー	31,300円		確認申請又は計画通知のとき							

	イ又はロに該当する場合に限る。)			トルを超え2,000平方メートル以内のもの		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900円	
2	建築物省エネ法第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				
		(1) 計画提出又は計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	一戸建て住宅		5,800円	計画の提出又は通知のとき
			一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000円	
			非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メ	94,300円	

			一トール未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円
(2) (1)以外の場合	一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
		仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項におい	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円

			て同じ。)による場合		
			標準計算法（基準省令第1条第1項第2号イ	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
			(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円
一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
		仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メー	256,000円

		トル以上10,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	390,000円
	非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円

		メートルのもの	
非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	434,000円
	標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メ	896,000円

					ートルのもの		
3	建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					
		(1) 変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	一戸建て住宅	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4,100円	変更計画の提出又は通知のとき
			一戸建て住宅以外	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8,000円	
				住宅部分	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16,700円	
				住宅部分	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	37,000円	
				住宅部分	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	66,500円	
				住宅部分	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	83,500円	
			非住宅部分	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が10,000平方メ	132,000円	

			一トルのもの		
(2) (1)以外の場合	一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
	一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円		
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円		

		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000円	
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円	
		非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		22,200円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		66,100円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		104,000円	

				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
	標準入力法等による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円

					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	627,000円	
4	建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数を加えた額)					
		(1) 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	一戸建て住宅	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5,800円	認定申請のとき
			一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
				住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円	
				住宅部分	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円	
				住宅部分	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円	
				住宅部分	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円	
				住宅部分	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円	
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円	
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が1,000平方メー	31,600円	

				トル以上2,000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円	
(2) (1)以外の場合	一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円	
		仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円	
		標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円	
	一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
					当該部分の床面積の	
					120,000円	

					合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
			仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
			標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円

		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円	
非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円	
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メー	431,000円

					トル以上2,000平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円	
5	建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)					
		(1) 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	一戸建て住宅	一戸建て住宅以外	住宅部分		
						4,100円	変更認定申請のとき
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円	
					当該部分の床面積の	83,500円	

				合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円
		非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(2)	(1)以外の場合	一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
				当該部分の床面積の	23,300円

				合計が200平方メートル以上のもの	
			標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
	一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メ	248,000円

		一トール以上のもの	
	標準計算 法による 場合	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの	56,800円
		当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上2,000平方メー トル未満のもの	94,600円
		当該部分の床面積の 合計が2,000平方メー トル以上5,000平方メー トル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の 合計が5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートル以上25,000平 方メートル未満のも の	273,000円
		当該部分の床面積の 合計が25,000平方メ ートル以上のもの	314,000円
非住 宅部 分	モデル建 物法によ る場合	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1,000平方メー トル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の 合計が1,000平方メー トル以上2,000平方メ ートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の 合計が2,000平方メー トル以上5,000平方メ ートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の 合計が5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のもの	253,000円
		当該部分の床面積の	304,000円

					合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円	
			標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円	
6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に応していることの証明手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					
		(1) 軽微な変更に応していることの証明の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の	一戸建て住宅			4,100円	交付申請のとき
			一戸建て住宅	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
			以外	建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円	

物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明	向上等に関する法律施行規則第5条に掲げる軽微な変更に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円			
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円			
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500円			
				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円			
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円			
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円			
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円			
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円			
				(2) (1)以外の場合	一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
							当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
						仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
							当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円

			ル以上のもの		
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円	
			仕様・計算併用法による場合	42,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	70,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000円
			標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	94,600円

		ル以上2,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円
	非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
	非住宅部分の用途が工場等のみの場合	モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルのもの	119,000円

				外の 非住 宅部 分の 場合	トル以上2,000平方メ ートル未満のもの	
					当該部分の床面積の 合計が2,000平方メ ートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	193,000円
					当該部分の床面積の 合計が5,000平方メ ートル以上10,000平方 メートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートルのもの	304,000円
				標準入力 法等によ る場合	当該部分の床面積の 合計が300平方メート ル未満のもの	186,000円
					当該部分の床面積の 合計が300平方メート ル以上1,000平方メ ートル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積の 合計が1,000平方メ ートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積の 合計が2,000平方メ ートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	430,000円
					当該部分の床面積の 合計が5,000平方メ ートル以上10,000平方 メートル未満のもの	531,000円
					当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートルのもの	627,000円

備考

- (1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の額は、それぞれ2の項の(2)、3の項の(2)又は6の項の(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- (2) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に

評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれ4の項の(2)の非住宅部分及び5の項の(2)の非住宅部分に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- (3) 適合性判定手数料等について、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分について居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、当該共用部分は非住宅部分として取り扱う。
- (4) 適合性判定手数料等について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算定した額とする。
- (5) 適合性判定手数料等について、非住宅部分に工場等の用途を含む一の建築物の場合の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- (6) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（建築物省エネ法第29条第3項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における一の建築物の手数料の額及び他の建築物（建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。）における一の建築物の手数料の額を合算した額とする。
- (7) 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、4の項の規定により算出した額とする。
- (8) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について、建築物省エネ法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下この表において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、2の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。
- (9) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、3の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。
- (10) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）において、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は

加算しない。

- (11) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）において、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- (12) 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、2の項の(2)、3の項の(2)又は6の項の(2)に掲げる非住宅部分の用途が工場等のみの場合とみなして算出した額とする。